

第4回 日和佐町・由岐町合併協議会会議録

平成17年11月21日(月)

日和佐町・由岐町合併協議会

第4回日和佐町・由岐町合併協議会 会議録

日 時 平成17年11月21日(月)午後2時~午後4時15分

場 所 由岐町中央公民館

出席者

日和佐町	藤井格	町長
	中東覚	助役
	永本善次郎	議会議長
	張西五六	議会議員
	栗作幸晴	学識経験者
	猪龍俊明	〃
	原田央傳	〃
	牧野和榮	〃
由岐町	浜靖正	助役
	片矢昭文	議会議長
	坂口進	議会議員
	小坂昌之	学識経験者
	橋本俊一	〃
	川尻徹	〃
	宮本賀代子	〃
徳島県	谷口哲也	徳島県
事務局	濱浩治	事務局長
	武田和幸	事務局次長
	濱行洋美	局員
	棚田浩史	〃

欠席者

由岐町	兵庫賢敏	町長
-----	------	----

傍聴人 18人

会議次第

1 . 開 会

2 . 会長挨拶

3 . 会議録署名委員の指名

4 . 議 題

【報告事項】

報告第13号 日和佐町・由岐町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について

報告第14号 協定項目以外の事務調整方針について

【提案協議事項】

協議第24号 平成17年度日和佐町・由岐町合併協議会補正予算について

協議第25号 美波町の「町章」の決定について

5 その他

6 閉 会

午後2時00分 開会

濱事務局長 皆さん、こんにちは。ただいまから第4回日和佐町・由岐町合併協議会を開催いたします。本日の出席委員は15名の出席です。規約第10条により会議は成立していることをご報告いたします。なお、兵庫町長は体調を崩されておりまして、本日は欠席させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。委員の皆様にご報告いたします。前回の協議会后、左海委員、立石収入役が辞任されましたが、後任として牧野和榮様、中東助役、お二人の方をお迎えすることができました。どうかよろしく願いいたします。あわせて、本年8月11日をもって近藤会長が合併協議会会長を辞任されましたが、協議会規約第6条の規定によりまして、会長に日和佐町長藤井格氏が就任されておりまして、ご報告いたします。それでは、開会に当たりまして、藤井会長よりごあいさつを申し上げます。

藤井会長 ただいまご紹介いただきました、私日和佐町長の藤井格でございます。皆さん方には本日何かと公私ともにお忙しい中、本日の合併協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私ごとで恐縮でございますが、先月日和佐町で行われました町長選挙におきまして、町民の信任を得まして町政を担当することと相なりました。あわせて、当協議会の会長職を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いを申し上げます。私は、日和佐で6カ月後の合併を控えての選挙でございましたが、その折町民の皆さん方には選挙公約というものを申し上げました、あるいは初の日和佐町議会で所信として申し上げてまいりましたことは、合併問題については混乱や不信をなくし、両町民が互いに信頼し合う、そして安定したまちづくりをしっかりと前進させる、そして夢と希望のある美波町の実現に向けて渾身の努力をしたいと、こう申し上げてきたところでございます。本日の協議会の会長という大役を仰せつかりましたが、今申し上げました私の意思に毛頭変わるとはございません。協議会で既に合意されておることは尊重し、その上に立って内容の濃い協議を進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、どうか格段のご高配、ご支援、そしてご協力を賜りますよう声を高らかにお願いをするところでございます。以下、座らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

濱事務局長 ありがとうございます。失礼ですが、座らせていただきます。それでは、ただいまから会議に移りますが、本日はこの後協議いただきます美波町の「町章」の決定の件で町章選考委員会副委員長をされております向山教育長にお越しただいており

ますので、ご紹介させていただきます。

向山町章選考委員会副委員長 委員会の向山です。よろしくお願いいたします。

濱事務局長 それでは、規約第10条第2項の規程により、会長は会議の議長となることになっておりますので、これからの会議の進行は藤井会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

藤井会長 それでは、ただいまから私務めさせていただきます。まず、皆様方のお手元に本日の会議資料があると思いますので、それによって議事を進めたいと思います。会議次第第3の会議録署名委員の指名についてでございますが、勝手でございますが、由岐町の橋本委員さんと日和佐町の原田委員さんをお願いいたしたいと存じます。それでは、議事に入りまして、早速報告事項、報告第13号について事務局からご説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

武田事務局次長 報告第13号日和佐町・由岐町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について報告します。2ページをご覧ください。会議冒頭でも事務局長からご紹介がありましたように、平成17年11月1日付で協議会の会長に藤井格日和佐町長が、また規約第7条第1項第2号委員に日和佐町の中東助役、第5号の学識委員に日和佐町の牧野和榮さんが変更になっております。この2ページにありますのが日和佐町長、由岐町長により取り交わしました変更協議書の写しでございますので、ご報告いたします。簡単ですが、以上でございます。

藤井会長 ただいまの報告第13号につきまして、何か不明な点がございましたら発言をお願いしたいと思います。発言に当たりましては、あらかじめ挙手していただきまして、お名前をおっしゃっていただきたいと存じます。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 なしというご意見でございますので、ただいまの報告第13号につきましてはご理解いただいたものと決定いたしたいと存じます。議事の進行の都合で、報告第14号協定項目以外の事務調整方針については、協議第25号の協議を終わった後とさせていただきますので、この点よろしくお願いいたします。それでは、協議第24号平成17年度日和佐町・由岐町合併協議会補正予算について、事務局から説明をいたします。事務局よろしく。

武田事務局次長 それでは続きまして、協議第24号平成17年度日和佐町・由岐町合併協議会補正予算についてご説明いたします。10ページからご覧ください。平成17年

度日和佐町・由岐町合併協議会補正予算については、別紙のとおり協議しますということで、今回の補正予算は、前年度からの繰越金47万3,956円と徳島県市町村振興協会から250万円の助成金をいただけるようになりましたので、この歳入に対しましての補正予算でございます。12ページからご覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ867万4,000円とするとしております。内容内訳につきましての説明は15ページからをご覧ください。歳入としまして、繰越金で、補正前の額1,000円に今回の補正額47万2,000円を追加しまして計47万3,000円、さきに申しましたように前年度からの繰越金でございます。諸収入としまして、補正前の額0に今回の補正額250万円を追加しております。雑入として徳島県市町村振興協会助成金でございます。歳出は次のページをご覧ください。総務費、総務管理費の1、会議費としまして、補正前の額44万9,000円に補正額として10万7,000円を追加し55万6,000円としています。内訳としましては、1、報酬費で8万7,000円の追加です。これは町章選考委員会の委員報酬でございます。11、需用費で会議費のお茶等食糧費の追加2万円としております。2、事務局費で、補正前の額44万6,000円に補正額24万3,000円を追加しまして計68万9,000円としております。内訳としましては、旅費で両町職員の研修旅費としまして24万3,000円を追加しております。合計としまして、89万5,000円に補正額35万円を足しまして計124万5,000円としております。2としまして事業費、1、事業費としまして、事業推進費に補正前の額475万5,000に補正額今回262万2,000円を追加しまして計737万7,000円としております。内訳としましては、需用費で262万2,000円、この説明でございますが、これは合併時に住民に配布します新町のガイドブック印刷費等を追加しております。歳出合計としまして、570万2,000円に補正額297万2,000円を追加しまして計867万4,000円としております。以上でございます。

藤井会長 事務局からの説明は以上であります。ただいまから平成17年度日和佐町・由岐町合併協議会補正予算についてご質問なりご意見等をお受けしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ございませんか。どうぞ。

栗作委員 日和佐の栗作でございますが、この補正予算の新町住民に配るガイドブックであります。今回の補正を合わせて460万2,000円とかなりの経費を割いておりますが、新町を建設していく上ではやっぱり住民の理解と協力、これが一番大事なことと

思いますので、非常にええ計画だと思いますので、概略こういう内容なんだと、こういう項目なんだということがわかれば、簡単にお示しを願いたいと思います。

藤井会長 事務局、説明してください。

武田事務局次長 それでは、説明をいたします。合計で460万2,000円となっておりますのは、当初の予算にありました、ほかの新町地図とか協議会だよりとかも全部含めての額で、ガイドブックだけとしましては240万円ぐらいの予算を組んでおります。このガイドブックの内容としましては、新町発足時に住民の皆さんにお知らせする役場内の庁舎の配置図ですとか電話番号、それとか住民のみなさんに直接影響する負担金とか、そういうことがわかるようなものをすべて載せまして、この一冊を見れば、住民の誰もが大体こういうことであれば役場のどこにたずねたらいいとかが、簡単にわかるようなガイドブックを予定しております。新町になりますと世帯数が4,000軒ぐらいになりますので、5,000部ぐらいを当初予算としてみております。ページ数とか内容によりまして金額が変わってくると思われまので、予算額としまして、240万円ぐらいということで、4,500部から5,000部ぐらいということで事務局としては見ております。以上です。

藤井会長 どうぞ。

栗作委員 合併問題につきましてはいろんな経緯を踏んでおりますので、住民もやっぱり意識もあるし不安も抱いておるといような事柄もあるかと思いますので、これから残り4カ月ですか、ひとつ十分に問題点の整理を進められて、スムーズな開店営業ができますようにご配慮を賜っておきたいと思います。これが結局また住民の理解、協力を求める一つのきっかけになってこようと思いますので、十分な配慮をお願いを申し上げておきたい。もう一つ、この財源内訳を見ますと約300万円の今回の補正であります。このうちで二百何ぼの特定財源、県からの補助、援助というか、300万円のところを200万円は提示をしていただいておりますと、これは非常に結構なことだと思いますので、今後ともひとつ引き続きもらえるものはもらうということをお願いを申し上げておきたいと思えます。以上です。

藤井会長 今のご質問ちゅうか激励のようなことでございますが、何か重ねて事務局お答えするものがあれば、なければよろしい。ありますか、何か。

武田事務局次長 今栗作委員さんが言われましたように、本日も県の方も委員としてご出席ですので、県からもいただけるものはまた考えていただきまして、それを両町の住民

の方のために使えるような予算ということでお願いしておきたいと思います。以上です。

藤井会長 ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 格別ないようでございますので、それじゃあ決定確認をいただいたものと承知させていただきたいと存じます。続きまして、協議事項に移りたいと存じます。協議第25号美波町の「町章」の決定について、事務局より説明をいたさせます。事務局よろしく。

武田事務局次長 それでは続きまして、ご説明いたします。17ページをご覧ください。協議第25号美波町の「町章」の決定について説明いたします。美波町の「町章」の決定について別紙のとおり協議しますということで、次のページでございます。町章の決定につきましては前回の協議会でご確認いただきました町章募集要項で、決定に当たっては、応募された作品は選考委員会で採用候補作品3点以内を選定し、その中から協議会において1点を選定するとなっておりますが、決定方法につきましてはまだ決めておりません。この後、町章選考委員会から美波町町章候補作品3点の報告がありますが、まず町章の決定方法について協議会の皆さんに決めていただきたいと考えております。町章の決定に当たりましては、県内の合併市町村で市章とか町章を決定するに当たりましては、すべての協議会で投票、これ挙手というんもあるんですが、による決定方法をとっております。当協議会も委員による投票によりまして決定をしたいと考えていますので、よろしくをお願いします。それでは、18ページの美波町の「町章」決定方法について（案）をご覧ください。四角の囲みの中でございます。町章選考委員会から報告のあった美波町「町章」採用候補作品3点の中から、第4回合併協議会、本日でございますが、において会長及び協議会委員全員による投票を行い、投票数の多い作品を美波町の町章に決定する。なお、最多投票が同数の場合は、最多投票作品により再度投票を行い決定するという案でございます。以上です。

藤井会長 ただいま説明いたしました町章について、方法あるいは投票行為等についてのご意見、ご質問があればお受けしたいと思いますが、なければこの方法でいきたいと。ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。どなたからでも結構でございます。ただいまの事務局からの説明の方法にのっってこれから先進めてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 では、決定させていただきます。それでは、次の段階に移らせていただきます。協議第25号美波町の「町章」の決定方法について、原案どおり承認することにしてご承認いただいたこととしてよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 異議なしの声がありますので、原案のとおり承認されたことといたします。この後、3点の作品の中から最優秀賞1点をお選びいただくこととなりますが、その前に、町章選考委員会報告について説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

武田事務局次長 それでは、美波町町章選考委員会から採用候補作品をご報告いたします前に、事務局からの町章募集結果等についてをご説明いたします。20ページをご覧ください。美波町「町章」募集結果でございます。募集期間としましては、平成17年9月1日から9月30日までの1カ月間を行い、188人の方から、作品数としまして417点の応募がありました。周知方法としましては、合併協議会のホームページとか徳島新聞にも掲載をしていただきましたし、県内市町村役場への町章の募集ポスターの掲示をお願いしました。それと、日和佐町役場、由岐町役場及び2町の公共施設等での募集ポスター、チラシの配布、また日和佐町、由岐町の学校、小・中・高校までの生徒に募集チラシを配布いたしまして募集を行いました。年齢別集計とか地域別集計をしておりますが、これで地域別集計を見ていただいたら、日和佐町と由岐町の応募者数でちょっと差があるんですけども、これは日和佐中学校の生徒が50人ぐらい固まって学校を通じて応募していただきましたので、こういう数の結果になっております。徳島県内の市町村別の応募計が下の表になります。日和佐町、由岐町を含めまして15市町村の住民から応募があり、またその右側の表は都道府県別の集計となっております。県外からは北海道から宮崎県までの26都道府県から応募いただきました。続きまして、21ページをご覧ください。町章選考委員の名簿となっております。合併協議会の幹事から4名、それと由岐町、日和佐町の住民から1名ずつの2名、それと美術関係の専門知識を有する者として1名、計7名の委員構成です。町章委員会としましては、第1回選考委員会を10月18日、第2回を10月25日、第3回目を11月9日に開催しました。選考方法については次のページをご覧ください。選考委員会で、第1次選考としまして417点の応募の作品の中から50点を選考し、第2次選考でさらにその50点から10点への絞り込みを選考しました。その10作品を事務局が業者に委託しまして類似調査を行いました。この類似調査という

のは、都道府県及び全国の市町村章に関する調査とか有名商標に関する調査とか図形商標に関する調査等を行い、この10作品について他の市町村章や有名な会社の商標等に類似がないかという調査をするものであります。合併市町村が市町村章を募集して決定するに当たってはこの類似調査を行い、この類似調査の結果を参考に採用候補を選考するのが通常でございます。第3次選考としましては、今申し上げましたように類似調査の結果をもとに10作品から協議会へ報告する3点を選考しました。なお、この選考に当たりましては、選考委員さんは、417点からここまでの作業すべて、作者の住所、氏名等はすべて伏せて選考しております。地元の方の応募であることがわかったりした場合は、優先的にその作品を選考してしまうということも考えられますので、ですから今日3点後で報告していただきますが、この3点も選考委員さんは、どこの誰の作品であるかは、今現在でも知っておりませので、これをご報告しておきます。以上が募集結果及び町章選考委員会の説明でございますが、それと最後に参考としまして、徳島県内での合併またはこれから合併する市町の市・町章を参考につけておりますので、よろしく申し上げます。それでは、続けて選考委員会から報告をします。

藤井会長 それでは、引き続きまして町章選考委員会の向山副委員長から重ねてご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

向山町章選考委員会副委員長 町章選考委員会の向山です。それでは、選考委員会で選考いたしました候補作品3点を委員の皆様方にお配りしたいと思います。それでは、作品についての説明をしたいと思いますけども、どうでしょうか、委員の皆様方、もう早速説明をさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、私の方から美波町の町章選考委員会での選考の経過及び候補に選ばれました3つの作品について選定理由を報告させていただきたいと思います。なお、本日選考委員会委員長の河崎委員長が出席できませんので、副委員長の私向山が委員長にかわって報告させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。初めに、選考の経過について説明をさせていただきます。まず、選考委員会についてですが、この委員会は日和佐町、由岐町両町から各3名ずつの6名と専門的な立場として徳島大学の名誉教授であられます河崎教授の計7名の委員で構成されております。町章候補の選考は、応募のありました417点の作品から最終的に3点を選考いたしました。先ほど説明がありましたように、選考委員会は計3回開催いたしました。なお、会合は3回とも全員の皆様方の委員の出席をいただいておりますことを報告いたします。第1回目の会合では、委員長並びに副委員長の役員選出及び選考方法を協議しまし

た。なお、選考方法につきましては、先ほど説明がありましたとおり別紙に示されているとおりです。選考は、第1次選考、2次選考、3次選考の3段階とし、最終的にはこの協議会へ3点をご提案できるようにいたしました。まず、第1回目の会で1次選考を行いました。まず新町の町章としてふさわしいと思われる50点を委員の投票で選考し、第1回目の会合を終わりました。第2回目の会合では2次選考を行いました。1次選考で選ばれました候補作品50点の中から10点を選考いたしました。その選考方法については、作品50点について今後町章が使われる町旗、封筒、バッジ等への使用について適当なものであるか等について委員の意見交換を行い、その後委員の投票により10点を選考いたしました。2次選考で選ばれました10点につき、先ほど事務局から説明がありました類似調査をすることになりました。それから、第3回目の会合では、最終選考として類似調査結果を踏まえ、2次選考で選ばれました10作品から類似していると思われる作品を対象外とし、最終的には委員全員の投票により町章候補作品3点を選考いたしました。選考理由ですが、選ばれました作品の意図につきましては作者が説明されておるとおりですが、デザインの下に説明をつけてありますけども、そのとおりですが、選考委員会として作品に対しての意見とか、選考については3つの候補作品とも美波町の「美」という字と2町の自然を基調とし、地域の特性が生かされたすばらしい作品と思われま。47の作品については、平仮名の「み」、これは美波町の「み」ですが、「み」を上手にデザイン化しており、なお力強い動きも内に秘めさせながら全体の円形に調和させています。配色もよく、右上のアクセント、赤なんですけども、これも効果的であり、個性的な作品であります。作者の意図は、イコール丸の表現は球体にも見え、地球や宇宙さえ感じさせ、2つの町、日和佐町、由岐町が丸くまとまって発展してほしい願いが示唆されているようで、よい作品であります。次に、71の作品は、片仮名の「ミ」を流線的にデザイン化し、3枚重ねることによってリズム感を生み出すとともに、奥行きや空間感を強め、造形性を感じさせる作品です。また、太陽をあらわした右上の円との対比も効果的であり、豊かな自然と活力をシンボライズして、美波町の町章としてふさわしいものと思われま。それから、3つ目の作品、344の作品は、3色の明度差が少なく、これをモノクロにした場合は変化が少なく全体が平板になり、原画のダイナミックな動きや活力が失われる心配もありますが、平仮名の「み」の構成に力強い動きが感じられ、上部の円形ともよく調和し、ダイナミックな動きが作者の意図する発展していく様子としてよく表現されておりま。3つの作品とも地域の特性がよく出ていて、類似性の心配もないと思われま

すので、どれが選ばれても遜色のないというのが選考委員会の意見でした。以上、報告にかえさせていただきます。

藤井会長 ありがとうございます。これから委員の皆さん方によります投票行為をお願いするわけですが、開票立会人として、当初議事録署名委員にお願いした由岐町の橋本委員さんと日和佐の原田委員さんに開票立会人に指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 それじゃあ、投票の準備を行いますので、暫時休憩します。5分ぐらい休憩します。45分に再開します。

休憩

再開

藤井会長 それでは、再開いたします。準備ができましたので、投票方法等について事務局から説明をいたさせます。

武田事務局次長 それでは、皆様方のお手元に美波町町章採用作品投票用紙というのをお配りしておりますが、この作品番号というところに、ただいまお手元に配っています受付番号47とか71と344、3作品があるんですが、自分が一番いいと思われる番号を1つお書きください。もちろん無記名で、1点だけのこの番号をここにお書きいただいて、後で事務局が投票箱を持って回りますので、よろしく願いいたします。何かありましたら、お願いいたします。

藤井会長 ちょっと会長から言うのもあれなんですけど、休憩中に、デザインはこの3つなんだけど、色とかそういうようなことなども、投票してしまいますと後で何とかかんとかになっても困りますので、色はこれでいいのかとか、デザインはあれでいいんだけどとか、そういうふうな意見もあるかもしれませんので、投票して開票してしまいますと、そういうのもご意見としては反映しにくいかなと思うんで、念には念を入れて、何かそのことでご意見等があればお受けしたいという、事務局……。どうぞ、お名前を言っていて。

川尻委員 由岐町の川尻です。私ちょっと見たところ、私個人の意見ですが、最初のデザインで非常にデザイン的にすぐれているのに、ちょっと海と川と太陽だけのイメージで出されとんで、この私海と緑の山が欲しいなあと思うんですが、これはもう絶対色は変えられないもんなんじゃないかな。それと、あとの2つについて類似したような、ほかの

市町等によく似たデザインがあるのでしょうか。

藤井会長 以上でございますか。

川尻委員 はい。

会長 それでは、今の川尻委員のお尋ねの件についてはどなたから、事務局からじゃあ答弁させていただきます。

武田事務局次長 色につきましては、例えば決定をいただきまして、後作者との交渉になるとは思いますけど、こちらの考えで若干、色を変えさせていただけるということは可能ではないかと考えます。話し合いによって若干の色の変更は可能だと思います。それと、類似のことにつきましては選考委員会の方からご説明いたします。

向山町章選考委員会副委員長 先に簡単に説明をさせていただきましたけども、類似調査については業者をお願いして、近いデザイン等についてはこちらの方へ報告をいただいております。その中で、たくさん市章とか全国各地であったり、有名な商標とかたくさんあるんで、若干の似たものはあるんですけども、選考委員会の方ではこの3つの作品についてはそういった問題も非常に少ないんじゃないかということ判断いたしまして出させていただいております。最終選考では10作品の中から類似調査をさせていただいて、よく似ておる、後々問題が起こり得るかもわからないという作品についてはもう除外して、選考委員会の方で最終的に投票して3つを選ばさせていただいておりますので、問題はないんじゃないかなということです。以上です。

藤井会長 前段は、作者は色にこだわる作者であるかもしれない、それは折衝することはできるということまでを、事務局の今の段階の判断ですが、投票してしまって、この色で投票して、変更についての委員の気持ち伝わらない場合もあるわけですね。そこで、この場合は投票してしまわなければならないという各委員の気持ちなんですが、条件つき投票っていうことになってくると、また後々宿題を残してはいけないと思うんですが、その点もう一遍事務局から、よろしいか。

川尻委員 投票後、色については作者と相談をしていただければというのであれば、それでよろしいかと思えます。

藤井会長 そうですか。どうぞ。

坂口委員 由岐町の坂口です。そういうふうなんは不可能とちゃうん、決まった……。

藤井会長 だから、そこで私がお諮りしているわけですので、まずじゃあ整理させていただきます。

坂口委員 選考の仕方を変えてもらわなあかん、もう。

藤井会長 ちょっと整理させてください。川尻委員は色は作者との交渉をしてみるという手順を踏んでくれたらいいと、こだわるもんじゃないというようなことでしたね。

川尻委員 はい。

藤井会長 それじゃあ、事務局にその点についてまず、ちょっとお待ちくださいね、坂口委員さん。それじゃあ、川尻委員の件についてきちとしたご答弁をお願いいたします

濱事務局長 今事務局の方から作者との協議によって変更ができるということを申し上げましたが、これにも交渉する内容というのは補正です、若干の補正です、という交渉が残されておるということでございます。例えばこの47番目の作品を見ていただきまして、これを白黒に落とした場合、濃淡が出にくいとかそういうことがあります。その場合この水色を少し色を濃くするとか、そういう補正的な交渉は残されておるということで、これを緑色であるとか全く色を変えてしまうというのは、恐らく作者の意図に反するものとなると思いますので、そこまでは考えておりません。以上でございます。

藤井会長 川尻委員、やや否定的なんですがよろしゅうございますか。どうぞ。

坂口委員 私もちょっとそういう意味じゃなしに、こういうもう何点か出てきた中で選考してきたわけだろ。これ色が変わったら品物が変わるわけで、この色を変えるっていうんはどうやって。例えば変えらなるとするでしょ、そのときはどんな形で変えるということを決めるん。

藤井会長 どうぞ。

濱事務局長 この色使ってというのが記号で決められております。その記号によりまして少し濃いめの色を使わせてもらうというようなことを作者の方とお話をさせていただくと。

坂口委員 いやいや、そういう意味じゃなしに、この色でこのデザインで決めたわけで、これだけでずうっと今までさっきからさかのぼってきて、それを色を変えらしたら、ほんなら由岐と日和佐の住民からこれを選んだ、ええ言う人の合意が要るわけだろ。ここでだれか、例えばこれはもうちょっと青いブルーに変えんかとかということを決めらなるとして。こういうのをどんなにするかというんを聞きたいわけよ。

濱事務局長 先ほど申し上げましたように、これをカラーで見たらこのままになっておるんですが、これを例えば封筒に、これを町章として使う場合には白黒になってしまうんです。そうした場合には、どの作品が選ばれるかわかりませんが、濃淡が出ないっていうん

ですか、少しわかりづらくなるおそれもあるんです。そうした場合にはそういうことを作者の方には了承していただくと。そして、色が全く違ってくるっていうそういうものではありません。デザインが全く趣旨から損なわれるとか、皆様が今日投票入れていただいたものと変わってしまうっていうことは、私はないと考えてます。一応補正と申し上げますと、本当に若干の補正でございますので、デザインの趣旨を変える、損ねるものとは考えておりません。ということでご認識いただければと思いますが。

坂口委員 その点はほんなら事務局の方である程度の色の感覚は変えるっていう、変えられるかもわからんっていうんを承諾したらええわけやな。

瀨事務局長 そうですね。白黒となった場合とかいろいろな場合も考えられますので、そのあたりのことを作者の方とはお話しはできるというふうに考えております。

藤井会長 ちょっと小休します。

休憩

再開

藤井会長 それでは、再開します。では、今投票用紙でございますので、投票箱はどこに置くんですか。

武田事務局次長 後で回収に回ります。

藤井会長 それでは、各委員お座りのまま、3つのうち1つ番号をご記入していただきまして、3つのうちの1つを投票していただきたいと思います。箱を持って回りますので、それぞれで投票していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

武田事務局次長 皆さん、もう番号を書いていたきましたでしょうか。よろしいですか。そしたら、回収箱で回りますので、お願いいたします。

〔投票〕

武田事務局次長 それでは、先ほど会長から立会人をお願いしましたように、日和佐町の原田さんと由岐町の橋本さん、前の方へお願いできますか。確認をお願いいたします。

藤井会長 もう全員投票していただきましたか。それじゃあよろしくをお願いします。

〔開票〕

藤井会長 それでは、投票、開票も済んで、集計できたようですので、事務局から投票結果を発表いたします。

武田事務局次長 それでは、立会さんに立ち会いしていただきましたので、ただいま皆さんに投票していただきました投票結果について、報告いたします。47番の作品が7

票、71番が8票、344番が1票ということで、最多得票数は作品番号が71番、真ん中の作品でございます、71番に決定いたしました。以上でございます。

藤井会長 投票の結果、事務局の発表のとおり美波町の町章として作品番号71に決定いたしました。他の2点につきましては優秀賞として取り扱わせていただきます。ここで、事務局から最優秀賞及び優秀賞作品を制作された方のお名前等を順次発表いたしますので、お聞き取りください。

武田事務局次長 それでは、ただいま決定いたしました作品について、作者の住所とお名前を発表いたします。ただいま投票で最優秀賞に決まりました71番の作品でございますが、長野県上田市の三戸部謙吉さん、63歳の方でございます。この方が最優秀賞ということで町章の採用候補に決定いたしました。続きまして、優秀作品、あと2点でございますが、47番の作品でございますが、愛知県名古屋市の飯尾務様で55歳の方です。それともう一点、優秀作品でございますが、344の作品番号でございますが、京都市の方です、上田隼人さん、27歳の方でございます。以上でございます。

藤井会長 よろしゅうございますか。71番は長野県の方で三戸部さんだそうでございます。それでは、町章の審議が終わりましたので、選考委員会の向山副委員長はご退席となりますが、ここで皆さんにかわりまして一言御礼を申し上げたいと存じます。言葉だけで大変恐縮でございますが、河崎委員長を始め7方の選考委員会の皆さんには417件にも上る作品の中から、お忙しい中慎重審議をいただきまして、3点まで絞り込みをしていただきましたこと、大変そのご熱意とご努力に心から感謝申し上げる次第でございます。おかげをもちまして最優秀作品を選ぶことができ、美波町の旗揚げに相応しい素晴らしい作品であると会場の皆さんともども喜んでるところでございます。この町章の旗のもと、美波町がさらなる発展できるものと期待しているところでございます。大変ありがとうございました。選考審議において適切なお助言をいただきました、本日はご欠席でございますが、徳島大学名誉教授河崎先生を始め委員の皆様のご健勝とご活躍、ご発展をお祈りし、皆様とともに御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

向山町章選考委員会副委員長 こちらこそどうもお世話になりました。

藤井会長 皆さんお疲れじゃなかったら続けていきたいんですけども、休憩なしでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 それでは、大変長時間になってまいりましたが、次に報告事項、報告第14号について事務局よりご説明をいたさせます。

棚田事務局員 失礼します。報告第14号協定項目以外の事務調整方針についてご説明いたします。座ったままご説明いたします。前回の協議会におきまして、協定項目以外の事務事業、調整方針につきまして、8項目報告させていただきましたが、本日残りの項目についてもご報告させていただきます。また、詳細の内容につきましては、本日お配りしました別添の参考資料の方をご覧いただきたいと思います。それでは、4ページをお開きください。順に資料の方を読ませさせていただきます。特別職の身分の取り扱いについてでございますが、消防団員を除きその設置人数、任期、報酬については、法令等の定めるところに従い次のとおり調整する。1、町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。2、町議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。3、教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模自治体の例のもとに調整する。4、その他の条例で定める特別職の職員については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは原則として統合する。1町のみを設置されているものは、新町において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度及び現行の業務に照らし合わせて調整する。次に、条例、規則等の取り扱いについてでございます。1、2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新町において制定する。2、2町ともに制定されているが、内容に差異のあるもの、1町にのみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように調整し、新町において制定する。次に、使用料・手数料等の取り扱いについてでございます。1、使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、できる限り統一する。2、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により合併時に統一する。次に、公共的団体等の取り扱いについてでございます。公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。1、2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように努める。2、2町に共通している団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合

または再編できるよう調整に努める。3、独自の目的を持った団体は現行のとおりとする。次に、補助金・交付金等の取り扱いについてでございます。補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において調整する。1、2町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

2、独自の補助金等については、従来の実情等を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整する。次に、慣行の取り扱いについてでございます。1、町章については、合併までに調整し、定めるものとする。2、町の花、木等、町民憲章、宣言等については、新町において調整するものとする。3、各種表彰制度については、新町において定めるものとする。次に、防災関係事業の取り扱いについてでございます。1、防災関係事業については、新町において地域防災計画を直ちに策定し、早期に統一できるよう調整を図る。2、防災行政無線については、新町において速やかに統合を図る。また、統合されるまでの間、情報伝達に支障を来さないよう適切な措置を講じる。3、防災訓練、避難訓練、防災施設、その他消防・防災組織については、新町において調整する。4、消防水利及び相互応援支援協定については、現行どおり新町に引き継ぐ。次に、情報公開関係の取り扱いについてでございます。1、文書管理については、新たに制定される情報公開条例に基づき新町において調整する。2、情報公開制度については、新町において新たな条例を制定し、2町で保有する情報公開の対象であった行政情報については、新町においても公開するものとする。3、情報公開審査会については、新町において新たな規則を設け調整する。次に、広報・広聴事業の取り扱いについてでございます。1、広報紙については、新町においてできるだけ早期に編集委員会を設置し、原則として毎月1回発行する。2、その他の広報事業については、合併までに調整し、引き続き情報の提供に努める。3、広聴事業については、新町において調整する。次に、電算システム事業の取り扱いについてでございます。電算システム事業の取り扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時にシステムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。次に、姉妹町等の取り扱いでございます。姉妹町等の取り扱いについては、新町において調整する。次に、保育事業の取り扱いについてでございます。1、保育所（園）事業については、合併までに調整する。2、保育料については、17年度については現行のまま引き継ぎ、18年度に新たな基準額を定める。また、保育料の減免については、現行のまま新町に引き継ぐ。3、保育所（園）入退所（園）事務については、合併までに調整する。次に、児童福祉の取り扱いについて

でございます。1、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子育て支援事業及び児童館については、現行どおり新町に引き継ぐ。2、出生（出産）祝金贈与事業については、合併までに調整する。3、母子（寡婦）福祉資金貸付事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。4、母子寡婦福祉連合会については、合併時統合できるよう調整に努める。次に、社会福祉の取り扱いについてでございます。1、民生児童委員協議会については、合併時に統合し、民生委員推薦会は合併までに調整する。2、生活保護事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。3、災害援助資金貸付事業及び災害弔慰金・災害見舞金支給事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。4、小規模災害に対する町長見舞金支給事業については、合併までに調整する。5、社会福祉協議会については、日和佐・由岐社会福祉協議会合併協議会において調整し、合併時に統合する。6、戦没者追悼式等については、合併までに調整する。7、援護関係事務については、現行どおり新町に引き継ぐ。8、遺族会、身体障害者会及び手をつなぐ親の会については、合併時統合できるよう調整に努める。9、身体障害者相談員及び知的障害者相談員については、現行どおり新町に引き継ぐ。10、国または県が定める制度に基づく障害者福祉事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。11、共同作業所及び障害者生活支援事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。次に、保健事業の取り扱いについてでございます。保健事業については、2町で行っている健康づくりに関する事業（老人保健事業等）をより一層充実させる方向で、現行の実施方法を基準に合併までに調整し実施する。次に、農林水産事業の取り扱いについてでございます。農業関係事業としまして、1、農業振興地域整備計画については、新町において早期に策定する。2、農業農村整備事業管理計画及び農地利用集積計画については、現行どおり新町に引き継ぐ。3、国、県の補助事業及び町単独事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。ただし、県単土地改良事業の負担割合については、新町において調整する。4、水田農業推進協議会及び農業振興担当者会は、新町において調整し、新たに設置する。次に、林業関係事業としまして、5、国、県の補助事業及び町単独事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。6、鳥獣被害駆除防除対策事業については、新町において調整する。7、森林整備計画については、現行どおり新町に引き継ぐ。水産関係事業としまして、8、国、県の補助事業及び町単独事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。ただし、負担割合については、新町において調整する。9、漁場監視レーダー等の維持管理については、現行どおり新町に引き継ぐ。次に、商工観光事業の取り扱いについてでございます。1、商工業振興事業については、現行どおり新町に引き継

ぐ。観光イベント等については現行どおり引き継ぎ、それぞれの実情や地域の歴史を尊重しながら新町において運営方法等の調整を図る。2、観光施設等中小企業事業資金融資については、現行どおり新町に引き継ぐ。3、四国のみち維持管理については、現行の管理受託者を基本とし、新町において随時調整する。次に、学校教育関係事業の取り扱いについてでございます。1、小・中学校通学区については、当分の間現行どおりとする。2、給食センターの管理運営については現行どおりとし、給食運営委員会については合併時に統合再編する。給食費については、新町において速やかに調整する。3、スクールバスの管理運営については現行どおりとし、新町において速やかに調整する。4、遠距離通学助成については、現行どおり新町に引き継ぐ。5、幼稚園教育については現行どおり引き継ぎ、新町において検討する。6、施設整備の計画については、新町において調整する。

7、ALT派遣事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。次に、人権対策事業の取り扱いについてでございます。1、人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ新町において引き続き実施し、事業内容の充実を図る。2、隣保館管理運営及び隣保館事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。次に、社会教育事業の取り扱いについてでございます。1、社会教育委員、社会教育指導員、公民館運営審議委員、体育指導委員については、新町で新たに設置する。派遣社会教育主事については、新町においても新たに受け入れできるよう調整する。2、生涯教育講座、各種スポーツ事業、公民館事業については、2町の現状を踏まえつつ、新町において社会教育計画を策定し、調整する。ただし、18年度は現行どおりとする。3、広報紙については、新町において内容、発行回数などを調整し、発行する。また、公民館報編集委員については、新町において調整する。4、文化祭、成人式については、2町の現状を踏まえ、新町において調整し、実施する。5、社会教育施設及び社会体育施設については、現行どおり新町に引き継ぐ。ただし、管理運営については合併までに調整する。6、社会教育団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合または再編の調整に努める。7、文化財については、現行どおり新町に引き継ぐ。また、文化財保護審議会については、新町において設置する。以上、調整方針となっております。

藤井会長 大変文字が多くてお疲れだと思います。ただいまの報告第14号について今朗読をしましたが、ご不明な点がございましたらご意見をどうぞ。なお、前回提出させていただいております、今回じゃなくて、その参考資料につきましても、この際聞きたいという点がございましたら、あわせてお受けしたいと思っております。中断して済み

ません。どうぞ。

小坂委員 由岐町の小坂です。私これで3回目出席させていただいてるんですけども、この取り扱いについては、今聞いてみますと、合併までに調整するとか、合併時に統一、制定するとか、新町にそのまま引き継ぐとか、それから新町において調整するとかというふうなものに分かれてるんですが、ここの今読み上げたのは20項目ぐらいあるんですけども、これは専門部会で検討したものを幹事会に吸い上げて、幹事会で検討したものをここに提示されとるわけなんですね。

藤井会長 そうです。

小坂委員 では、この中で合併までに調整するとか、合併時に統一するっていうことは、この項目をもう一度専門部会、幹事会において検討したものをここに提示してこういう形で報告をされるわけなんですけど、あと新町において調整するっていうふうなものについては、これは新町においてはだれが検討するのでしょうか、お伺いします。

藤井会長 まずは事務局から説明をいたさせます。

濱事務局長 まず、1点目としまして、新町において調整するということはどうなっていくのかということなんですけど、これは新しい町ができて、新しい町長さんあるいは議会の皆さんでそれらのことについては話し合いをして決めていくということになるかと思えます。そして、2点目の合併までに調整するということですが、今現在例規であるとか事務のすり合わせということで、この方針のもとで各専門部会が今協議をしております。ということで進めさせていただいておりますので、この協議会でそれを公表できるというふうには考えておりません。それをもって合併後調整に沿って進めていきたいと、そのように考えております。

小坂委員 この中で慣行の取り扱いっていうのが何ページかにありましたよね、5ページですか。その中の町章については今決定したんですけども、町の花とか木、これは新町において調整するというふうにあるんです。私ある人から、おまえ合併協議会の委員だったら当然町の花とか木っていうのは選定するんだらうと、しからばこれをぜひ推薦したいというふうな、そういうふうな宿題を与えられてるもんもあるんですよ。そうなれば、これになりますと合併協議会で審議するんじゃなしに、新町になって、先ほど町長、部局、それから議会、それによって調整していくというんですけど、このあたり新町で地域連絡協議会っていうふうなものを何か設けるようになってますよね。このあたりでの検討、このあたりへ検討を付託するっていうふうな、そういうふうな方法もあろうかと思うんで

すけども、いかがなものでしょうか。

藤井会長 事務局よろしいですか。2つお尋ねございまして、1点目は町の花とか木、これについては町章はもうシンボルですから、これはもう町のスタートまでには絶対考えとかなきゃいかん。そこで、町の花とか木、あるいは町の木等については、新しい町になって、日和佐であったら鳥でしたらイワツバメなんだけど、こっちには余りいないでしょ。非常に似通った同士の合併ではあるんだけど、この点ちょっと違いますね。2点目は地域協議会はどうするのかということの2点。事務局からお答えします。

濱事務局長 町の花、木あるいは町民憲章、宣言等については新町において調整しております。これは今現在専門部会の方で協議がなされておるところですが、花、木については、今1つ考えられておりますのは……。

藤井会長 いや、中身でなくて、今後どういうふうにしていくのかということですので、新町において調整するとなつとというのは、こういった形、方法論について。

濱事務局長 今の町の花、木等につきましては、新町において調整を決めていきたいと、方法についても決めていきたいと、そのように考えております。

藤井会長 協議会でも考えるのかという2点目がありましたね。

濱事務局長 地域連絡協議会を条例で設置するように協定項目がここで決まっておりますので、新町発足後に地域連絡協議会を設置いたします。そこで、そのようなことが話し合われるのかということなんです、それはこれから少し検討させていただきたいと思っております。

藤井会長 確たるお答えでないんですが、進め方としては皆さんの意見を組み入れる形でやっていこうという事務局のご説明、ご理解いただけましたでしょうか。それじゃあ、ほかに。どうぞ。

栗作委員 日和佐の栗作でございますが、この6ページでございますが、社会福祉の取り扱いという項目の中で民生児童委員のことにちよっとお伺いをしたいと思えます。現在民生児童委員は、この資料によりますと由岐町の方で16名と、日和佐の方で25名と、合計41名の民生児童委員がいらっしゃいますが、合併月にこれを統合するとなっておりますが、これは現有勢力を全部拾い上げて、41名で新しい町の民生児童委員を構成するのでしょうか。これ国の委嘱人事でございますので、町がどうこう言えん場合もあると思うんですが、これを含んでご説明を賜ったらと思えます。

藤井会長 この件に関しては専門委員会の方からご答弁させていただきます。

別宮住民福祉専門部会長 先ほど質問が出ました民生児童委員の関係についてですが、ご質問のとおり今現在由岐町が16名、日和佐町が25名、計41名なんですが、去年の12月1日付で民生委員につきまして一斉の改選がありました。任期が3年ということで、平成19年11月30日までになっております。つまり新町、来年の3月31日に美波町になりましても、現在の民生委員、日和佐町の25名、由岐町の16名ですね、うちそれぞれ2名は主任児童委員なんですが、主任児童委員を含めてそのまま平成19年11月30日まで今の人員で引き継いでいくことになります。ただ、次回の改選、平成19年12月1日付の改選では、主任児童委員については今現在2町で2名ずつなんですが、これは恐らく1町で新町で2名になってくるだろうと思います。以外の地区担当の民生委員、由岐町の14人、日和佐町の23人っていうのは、あくまでも地区単位ですので、現在のところはそのまま次回の改選についても現員が確保されるというふうに県の方から伺っております。以上です。

栗作委員 ここで1つ村や町の実態で注文をつけておきたいと思うんですが、やっぱり今高齢化社会を迎えておりますし、独居老人も非常に多いし、それから青少年の問題、それから学校の子供の問題、いろいろ地域でいろんな問題が起こっておりますので、これはやっぱり統合して人数を減すべきだということもありましょうが、国のこれ委嘱人事でもございますので、ひとつここらあたりは十分気をつけてやらないと、地域地域でいろんな問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、村や町の事情をこの席で申し上げて、その節には適切な処置をお願い申し上げたいと思う次第であります。以上。

藤井会長 この件に関しては、市町村レベルで決定するわけでもあるので、国の関与もしておりますので。そのようにやっていきたいと思っております。ご趣旨はよくわかります。ほかに。何でも結構ですから。気がついて、役場の職員にあれどないなるかというような話、この際ですから。どうぞ、牧野委員。

牧野委員 日和佐の牧野です。初めてですのでピント外れの質問になるかもわかりませんが、お尋ねします。6ページの保育事業の取り扱いについての1番ですが、保育所（園）事業とありますが、保育所というのは日和佐かなと、保育園っていうのは由岐かなと思うんですが、で間違いはないでしょうか。合併までに調整するとなっておりますが、どのような方向に調整されるのかというのをお聞きしたいんですが。

藤井会長 専門部会の方からお答えをしてください。

別宮住民福祉専門部会長 保育園事業の取り扱いで今保育所（園）の話がありました。

おっしゃってありましたとおり、由岐町が今現在保育園、園になってます。日和佐町は所なんです、現在両町ですり合わせを行ってるところですが、この名称につきましては、合併以降は園に統一する予定で今話を進めています。それと、この日和佐町と由岐町の大きな違いは、今由岐町は平成15年からたしか幼・保統合いたしまして、就学前はもう5歳まで保育園ということなんです、日和佐町はもうご承知のように保育園と4、5歳がたしか幼稚園、現在日和佐町におかれましては幼・保の一元化を含めて何か検討されていると伺っておりますが、とりあえず新町合併時には現在の旧由岐町につきましてはゼロ歳から5歳までは保育園、日和佐町についてはとりあえず来年度は3歳までが保育園で4、5歳が幼稚園っていうことになってます。以上でよろしいですか。

藤井会長 牧野委員ご理解いただいたですか。

牧野委員 それで、いいんですけども、次に保育園となるということは、日和佐も保育園となるということは、将来すり合わせをしようとか何とか、検討しようとかということが今ちょっと耳に入りましたので、日和佐町も保育園にしていく、そういうような方向で進まれていくのでしょうか、日和佐町も、合併してから。

別宮住民福祉専門部会長 保育所と保育園ってというのは、名称は違いますが、変わりはないんです、園であろうと所であろうと。たまたま由岐町の場合は幼稚園っていうんがありまして、幼稚園が平成14年まであったんですが、幼稚園と保育所を統合した機会に、別に保育所っていうんでもよかったんですが、あえて園っていうことにしたわけなんです。今現在日和佐町が、先ほど言いましたように日和佐の保育所、一方で幼稚園があるということで、隣に日和佐の課長もおいでるんですが、幼稚園と保育所を一元化するっていうような検討を以前からされているというふうに伺っております。ですが、まだ現在のところは今言う保育園と幼稚園の2本立てでありますので、新町、来年の合併時に新しい町ではとりあえずは由岐町はすべて保育園、就学前は保育園、旧日和佐町は3歳までが保育園で4、5歳が幼稚園っていうことになるんですが、引き続き幼・保の一元化を含めて検討を進めていくことになるんだろうと思います。

牧野委員 はい、ありがとうございました。

藤井会長 将来をにらんだ感じで幼・保一元ちゅうこともあるから、この際はということ。ほかに。宮本委員さん、どうぞ。

宮本委員 由岐町の宮本です。5ページの情報公開関係の取り扱いについてですけれども、この文書管理については新たに制定される情報公開条例に基づき委員長において調整

するとございますし、2の方もそうですけども、新たに制定される、今までの調整するわけですか。情報公開条例というのが新たに制定されるわけですか。

山田総務専門部会総務担当 総務分科会の山田でございます。情報公開条例につきましては、2町とも由岐町も日和佐町も制定されておりますので、美波町としての新たな条例を制定しなければならないということで、すぐに条例の今すり合わせを行っている最中でございます。だから、それに基づいて、情報公開条例に基づいて文書管理もどのようにしていくかというような調整の方法を考えております。

藤井会長 内容によって大きい差はございません。

宮本委員 はい、わかりました。

藤井会長 ほかに、専門委員、事務局も一生懸命不都合があってはならないように努力してるところでございます。ほかにございせんか。原田委員さん、どうぞ。

原田委員 済みません。日和佐の原田です。専門部会を組んでそれぞれ取り組まれと思うんですが、高齢化する中でやはり2年後、3年後を見込んでやっぱり改革、今よく言われておりますが、思い切ったやはり改革をしておかなければ大変難しい経営になると思うんです。それで、職員さんが大体しと思うんですが、よくわかつんですが、思い切った改革、ふやさないかんとこはやっぱりふやすような形で、減すところは減すと、この合併のときにできたらこういう形をとっておいてほしいと思います。以上です。

藤井会長 それは事務局にはなかなか課題が難しいねえ。会長もほやほやの会長でございますが、今回の平成の市町村合併っていうのは、まさに効率的な行政を展開することにある。住民の行政サービスを維持しながらどうやって効率的な市町村行政サービスを展開するかと、おのずと委員おっしゃるようにこの際は思い切った改革をするというのはおっしゃるとおりであります。国、地方を合わせて、もう言うまでもありませんが、1,000兆円の借金があるということ、GDPのもう2倍とちょっと超えて、3倍になると国家破産と言われてるときでございます。で、じっとしておりません、借金は、毎年70兆円という借金が膨らんでるということで国も大変苦労されておると。その結果、国と地方の関係ではご承知のように三位一体の改革が進められております。私どもも、合併せんだら交付税減らすぞと、合併したら減らせへんわと、俗な言葉で言いますが、そういう中ではございますが、交付税とて10年間の経過措置でございます。その間に、由岐町、日和佐町で見ますと、両方合わせた姿で過去10年の統計を見ましても、毎年110人から120人、もうちょっとスピードで人口が減っていく、それをサポートしなきゃいかん。面

積は広い。一見日和佐は類似規模の市町村に比べて職員数も多い、しかし病院を抱えている。由岐町も類似団体に比べたら、病院を抱えてる。そういうように、一見人口規模では確かにこの合併後の美波町においても職員数が多いということが言われておりますけども、これにつきましてはやはり面積が広大であると、昔からよく言われるように美馬郡に匹敵する広さであると、非常に広大であると。そこで、谷あいにはいろいろサービスを提供しなけりゃならない高齢化の問題がある。おっしゃるとおりで、会長がこんなことを言うべきでないんですが、結局このまま手をこまねいていて、過疎、高齢化を唱えておるだけでは地域はやっていけません。両町ともども先々の財政運営が持続して、サービスができるためにはどうするか、よそから企業を誘致してくるってというようなことも簡単にはいかない。住んでる住民の方々も、役所がこんなものしなくてもいいと、我々地域に住んでる住民もボランティア活動でこうしようという参加意思も要るだろうと。行政もスリム化します。それは人件費についての削減もやっていく。おっしゃる趣旨は、この際合併のときに思い切ってということなんです、それについても合併協では、今まで日和佐においても由岐においても、とりあえずは定年等あるいは早期退職で欠員の生じたところは補充しないという人件費抑制の方法はとっとります。これとてやはり長期的に見て貴重な人材確保を念頭にして、サービス低下が起こらへんかっていうようなことも考えなきゃいけません。もう一つは、自己の改革とボランティアの協力、民と官との歩み寄りもあるんですが、もう一つ大事な事は地元が存在する海洋資源、山林資源あるいは農地について、この際もう一遍知恵を出して、官民一体の自発的な開発努力も要るんじゃないかなと思っております。演説じみてごめんなさい。改革も進めるけれども明日の種もまくと。そして、地域の方々もこんなことを役所でせんでも、私らにさせたとしたら3割、4割カットになるぜと、こういうようなNPO的な協力もぜひ仰ぎたい、こう思っております。原田委員は農業経営のリーダーであられる方からの言われることでございます。まず合併後の美波町のまちづくり10カ年計画を新しい町の町民に、そして議会に示す日が来ると思います。合併に際して、何人削減、どの団体を廃止するということは今のところは考えていません。しかしその各論におきましてはいろいろとそれぞれの旧町の段階で効率的に身を細めて、鯉節じゃないけど、要らんとところは削り落として、そして新しい町に臨もうと思っております。目下自己努力をしているところであります。少なくとも合併するまでには由岐にあって日和佐にない、日和佐にあるが由岐にないものについての展望を示して、その将来の財政運営で合併後の住民にあれまあと、こういうことのないような素案はつくっておきた

いと思っております。とにかく合併時に人員整理とかということはできません。行政サービスの維持を図るなかで、なるべく節約、節減に努める。公債費の利子削減を図るなど、そういうことで臨みます。10年の計画については財政計画、行財政運営計画を示すべく、両方でできたらと思っております。これとて専門委員会に、合併時点で内容のあるものが直ちに出来るかどうかとめて努力します。最後をお願いしたいんですが、住民の皆さん方もとにかく自分たちでできることをやるんだという意識と、そして動ける間は地域のためにと、隣の老人をわしは支えられるという様な自立相互精神があったら、人口は減っても必ず支えられると。そういうことを、それこそ精神講話になりますが、ともどもにひとつ由岐、日和佐と一緒に、合併しても力強い海産物、そして農産物も知恵を凝らして、できたらそれを糧に雇用を集約するようにみんなのお知恵で、役場だけではやっていけない面がありますので、お叱りを、あるいはご指導をお願いしたい。恐らく兵庫町長さんもそういうお気持ちだろうと思っております。いずれにしましても、合併することによって、今までの行政サービスが飛んでしまったということのないために一生懸命に頑張っているところでございます。いましばらく行財政運営計画につきましては、両町ともに時間をいただきたいと思っておりますし、実態でございます。ありがとうございました。これほかに何かございませんか。行革、一番大事なことだったんですけど。とにかく、日和佐も調定ベースで4億円余、由岐が2億円弱ですかね。いわゆる両町の税収は6億円ございまして、経常経費は、日和佐が大体20億円、由岐が14億円。そこで、国からの普通交付税という一般財源で調整して保障されていたんですが、それが年々段階補正が落ちて交付税が減っていくということですので、本当に財政は大変な実態であります。そういうなかで行政サービスを合併によって切り捨てることは、相なってはならんということで必死になっております。ほかに、この際ですから、もうざっくばらんにどうぞ。

猪籠委員 日和佐町の猪籠です。要望事項としてちょっと2点ほどお願いしたらと思います。テレビの放送で話題のデジタル化、これ今現在テレビ放送せられとるアナログは2011年7月1日で終わります、4年後です。今現在テレビ、もう4年後には今のテレビは映りません、デジタル化になります。徳島県は平成6年10月1日から放送開始というようになっています、全国的にも平成7年から放送と。これ那賀町ですね、今、那賀町の既に工事完了しております。勝浦の方ももう工事をどんどんやっております。海部郡は、はっきり言って町村合併等ではたがたちゅうたら言葉悪いんですが、そういうことで全く立ちおくれとります。全国的にもこんな珍しいところは海部郡だけ全国から取り残されとる

と、ほういうふうな現状です。それで、早いことやらなんたら、補助金もくれん。既によその那賀町は90%ぐらい補助金でやったとか。大きな徳島市とか阿南市、小松島市は業者がやりよう。業者がケーブルテレビ会社が押さえる。そやけど、こんな小さな町ではそんな会社も出てこん、採算も合わんしつくってくれません。このままほんまに何にもデジタル化に対する対応をせんとおったら、もうただでさえ人口が減っていきようたって、ひどいそんなテレビの映らんところいうたら、NHKと四国放送だけしか映らんやいう地域は全国にもなくなって、こんなとこ住んでくれる人もおらんようになっていくやろうと思う。これも早いこと対応せねいかんのでないかいなあと。ほんで、特に合併のところは総務省から各市町村へ設備に対して2分の1を補助しますやいうような通知が来とんですか、各町村へ。

藤井会長 それじゃあ、今猪籠委員からいわゆる日本中デジタル化に備えて、この合併後の美波町をそれに備えてどういう考えを持ってるかという、もちろんこれは役所だけの力でできるもんじゃありませんが、お答えはじゃあ事務局からちょっと考えがあるようですので。

濱事務局長 補助金の問題から申し上げますと、これは総務省所管の3分の1でございます、国庫補助金を受けられます。それともう一点、猪籠委員さんがおっしゃいましたように、海部郡に会社、企業が入ってきてこれを運用するっていうのは少し考えづらいだろうと思っております。そして、それとまたあわせて2011年度から地上デジタル波に変わるんですが、そのことについて検討っていうのが少しできておりません。と申し上げますのは、今海部郡では2つの合併協議会ができて合併に向かっておりますが、その後海部郡の方で広域的な話し合いのもとでそれに対応していく策を考えるべきではないかと考えております。以上です。

藤井会長 猪籠委員の貴重なご意見。過疎、高齢だけが格差でなくて、まさにこのデジタル化でさえも蚊帳の外に置かれるということは、海部に住んでる人間の文化生活あるいはこのごろいろんな意味でカルチャーから遠くなってくる。海部の人たちはとりあえずは3つの町でスタートし、今は一体化はなかなか難しいようでございますけども、デジタル化に備えて3つの町が共通連帯して対応しよう。私たちも由岐と相談して、このきょうの大事な会の委員のご発言のあったことも踏まえて、合併後の取り組むべき課題として臨むということでご理解を賜りたいと思っております。

猪籠委員 今日、聞いた話ですが、県の総合教育センターの情報教育、ハマウチカズヤ

という先生が割合このデジタル放送について知識があって、設備については国から2分の1補助金をくれると、これも合併後1年以内、こんな話聞いたんですけど……。

藤井会長 各論はまた後で。ちょっと休憩します。

休憩

再開

藤井会長 それでは、再開します。よろしいですか。美波町としてデジタル化に備えてどうするかっていうことでお尋ねいただいたらと思いますので、失礼しました。

猪籠委員 工事の期間も要るやろうし、お金の補助金も要るだろうするけん、早急に対応してもらいたいと。

藤井会長 これ由岐は言ってないんですけど、今おっしゃているのは、海部全体がいわゆるデジタル化に備えてもう時間はないぞと、投資、整備に時間があるようでないから、それについてはひとつ合併協議の中身でなしに、海部としてどうあるべきかはひとつ協議会の専門委員の方々もそういうことについての取り組みの対応を検討しとくということでご理解賜りたいと存じます。方向性だけでよろしいですか。

猪籠委員 ありがとうございます。

藤井会長 ほかにございませんか。

猪籠委員 はい。

藤井会長 方向性は見つけていくと。ほかにございませんか。大変長時間になりました。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 もう長時間のことでもございますので、委員もひょっとしたら遠慮されているかもしれませんが、ご意見もないようでございますので、報告第14号については、それぞれいろいろとご意見いただきましたが、答弁も十分でなかったかと思いますが、それについては真摯に今後取り組んでいきたいと思っております。それでは最後に、その他ということでは何か事務局用意したもんがあればお願いしたいと思うんですが。

濱事務局長 その他ということですが。特段はないんですが、次回の合併協議会を2月中に開催し、それが最後になるうかと考えておりますが、2月に開催したいと考えております。以上です。

藤井会長 それでは、以上をもちまして本日の合併協議会を終了いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井会長 それじゃあ、合併協議会を終了いたします。極めて長時間にわたってご熱心なご意見、ご提言を賜りましたことを感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

午後4時15分 閉会

上記の会議録を確認するため、議長及び会議録署名委員これに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名委員

会議録署名委員